



2022年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社ユアテック
代表者名 取締役社長 社長執行役員 太田 良治
(コード：1934、東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員総務部長 日野 邦光
(TEL：022-296-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第108回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2022年3月29日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能強化ならびに意思決定の迅速化をはかり、より一層のコーポレートガバナンスの充実を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第15条(電子提供措置等)を新設するとともに、不要となる現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除を行います。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生予定日 2022年6月24日(金)

※ただし、上記1.(2)にかかる規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案附則第2条の定めによるものといたします。

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 電気、通信、土木および建築工事	<u>1. 電気、通信、土木および建築工事</u>
2. 空気調和、冷暖房、衛生、水道およびその他管工事	<u>2. 空気調和、冷暖房、衛生、水道およびその他管工事</u>
3. 発電および電気の供給に関する事業	<u>3. 発電および電気の供給に関する事業</u>
4. 測水および地質調査	<u>4. 測水および地質調査</u>
5. 自動車、事務用機器、電気通信機器、発電機器および建設用機械器具の購入、賃貸ならびに販売	<u>5. 自動車、事務用機器、電気通信機器、発電機器および建設用機械器具の購入、賃貸ならびに販売</u>
6. 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理、エンジニアリングおよびコンサルティング業務	<u>6. 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理、エンジニアリングおよびコンサルティング業務</u>
7. 貨物運送業	<u>7. 貨物運送業</u>
8. 産業廃棄物の処理ならびに加工、販売	<u>8. 産業廃棄物の処理ならびに加工、販売</u>
9. 清涼飲料水の製造および販売	<u>9. 清涼飲料水の製造および販売</u>
10. 電気機械器具および材料の購入ならびに販売	<u>10. 電気機械器具および材料の購入ならびに販売</u>
11. 土地、建物の賃貸、販売および管理	<u>11. 土地、建物の賃貸、販売および管理</u>
12. 警備業務	<u>12. 警備業務</u>
13. 労働者派遣事業	<u>13. 労働者派遣事業</u>
14. 前各号に附帯する一切の事業	<u>14. 前各号に附帯する一切の事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新 設)	(機 関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査等委員会</u>
	<u>(3) 会計監査人</u>
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第8条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
(単元未満株主の権利)	(単元未満株主の権利)
第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	<u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利	<u>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>4. <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>第10条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役および監査役の報酬等)</p> <p>第19条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定め、その分配は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定め、その分配は、監査役の協議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第20条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>2. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の分配は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の報酬等の分配は、監査等委員である取締役の協議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の構成および招集)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議事項)</p> <p>第26条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の構成および招集)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議事項および重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第30条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、会長、社長各1名を置くことができる。</p> <p>3. 会長を置いた場合には、第13条、第15条、第24条および第25条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第30条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、会長、社長各1名を置くことができる。</p> <p>3. 会長を置いた場合には、第14条、第16条、第24条および第25条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置) 第35条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(員 数) 第36条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(選 任) 第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(任 期) 第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(監査役会の構成および招集) 第39条 監査役会は、監査役をもって構成する。 2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) <u>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第41条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤監査役) <u>第42条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第43条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の構成および招集) <u>第35条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</u> <u>2. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第37条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	(常勤監査等委員) 第38条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第45条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第46条～第47条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(削 除)</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第49条～第52条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>
(新 設)	附 則
(新 設)	<p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第108回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 第108回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第44条第2項の定めるところによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>